

## 4 経 営

### (1) 財政の概況

本市において、給水世帯数は増加傾向にあるものの、少子化の進展等により、1世帯あたりの年間使用水量は減少している。特に多量使用者の水需要の減少により、収入の大部分を占める給水収益が減少傾向となっている。今後も企業債の償還が高水準で続くほか、管路・浄水施設の耐震性強化等の着実な推進など様々な課題に直面していることから、水道事業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状況にある。

このような状況の中、平成30年度決算における収益では、その大部分を占める給水収益が減少したものの、固定資産売却に伴う特別利益が皆増したことなどにより、前年度に比べ増加した。

一方、費用では、委託料等の物件費が増加したものの、人件費や支払利息等の資本費の減少及び固定資産の用途廃止などによる特別損失が減少したことなどにより、前年度に比べ減少した。

この結果、当年度損益は234億1,000万円の純利益となり、前年度に比べ、83億4,200万円の収支改善となった。特別損益を除いた経常損益では147億4,800万円の経常利益となり、前年度に比べ7億5,500万円の収支悪化となった。

今後の事業運営においては、水需要の減少傾向が近年緩やかになっているものの、大幅な回復は期待できず、中長期的には給水収益が減少傾向で推移すると見込まれる一方、安定給水確保のためには計画的な施設の更新・整備や、総合的な震災対策を進めていく必要があることから、経営状況は依然として厳しいものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、平成30年3月に策定した「大阪市水道経営戦略」に基づき、管路耐震化のペースアップなどの主要施策を目標の達成に向けて推進するとともに、引き続き、経常費用の削減や企業債残高の削減など、財務体質の強化に向け、適切な財務マネジメントを行っていく。

## 経 営 収 支 の 推 移

(単位：百万円 △印は不足額)

年 度 項 目	平成27	平成28	平成29	平成30		令和元 (予算)
				(予算)	(決算)	
<b>総 収 益</b>				(76,289)		(70,945)
対前年度比率 (%)	66,973 99.0	65,954 98.5	64,854 98.3	71,221	73,119 112.7	65,363 91.8
うち給水収益	59,851	59,694	59,818	(65,113) 60,290	59,554	(65,228) 59,950
一般会計補助金	0	0	0	(0) 0	0	0
特別利益	2,301	1,310	0	(6,157) 6,157	8,931	(630) 630
<b>総 費 用</b>				(57,351)		(58,327)
対前年度比率 (%)	52,472 76.1	50,753 96.7	49,786 98.1	54,114	49,710 99.8	54,964 101.6
人件費	12,976	12,378	11,562	(11,974) 11,954	11,117	(12,237) 12,217
資本費	20,220	19,882	19,715	(19,461) 19,461	19,299	(19,387) 19,387
減価償却費	16,492	16,458	16,601	(16,688) 16,688	16,526	(16,918) 16,918
支払利息	3,728	3,424	3,114	(2,773) 2,773	2,773	(2,469) 2,469
物件費等	19,276	18,128	18,073	(25,605) 22,400	19,025	(26,703) 23,360
動力費	2,932	2,555	2,654	(2,973) 2,753	2,663	(2,951) 2,708
薬品費	539	461	474	(545) 545	604	(941) 940
修繕費	2,677	2,722	2,444	(3,587) 3,336	3,029	(3,950) 3,630
委託料	6,529	6,129	6,206	(9,035) 8,366	6,831	(8,919) 8,181
その他	6,599	6,261	6,295	(9,465) 7,400	5,898	(9,942) 7,901
特別損失	0	365	435	(311) 299	269	0
当年度損益	14,501	15,201	15,067	(18,938) 17,107	23,410	(12,618) 10,399
経常損益	12,200	14,256	15,503	(13,092) 11,249	14,748	(11,988) 9,768
積立取崩額	10,853	14,502	15,201	—	15,067	—
当年度未処分 利益剰余金	25,354	29,703	30,269	17,107	38,477	10,399
積立処分額	25,354	29,703	30,269	—	38,477	—
翌年度繰越 利益剰余金	0	0	0	17,107	0	10,399

- (注) 1 予算欄の上段 ( ) 内は予算額を示し、下段は消費税及び地方消費税相当額を除いた額を示す。  
 2 平成30年度、令和元年度予算は当初予算を示す。  
 3 物件費等の費目は次のとおり。  
   ・動力費：機械、装置等の運転のための電力料及び燃料費  
   ・薬品費：原水の沈澱及び浄水の滅菌等に要する薬品費  
   ・修繕費：有形固定資産及びたな卸資産の維持修繕のための工事請負等の経費  
   ・委託料：研究、調査、製作、検査等の委託契約に基づく委託料  
 4 四捨五入や端数処理により、合計等が合わない場合がある。

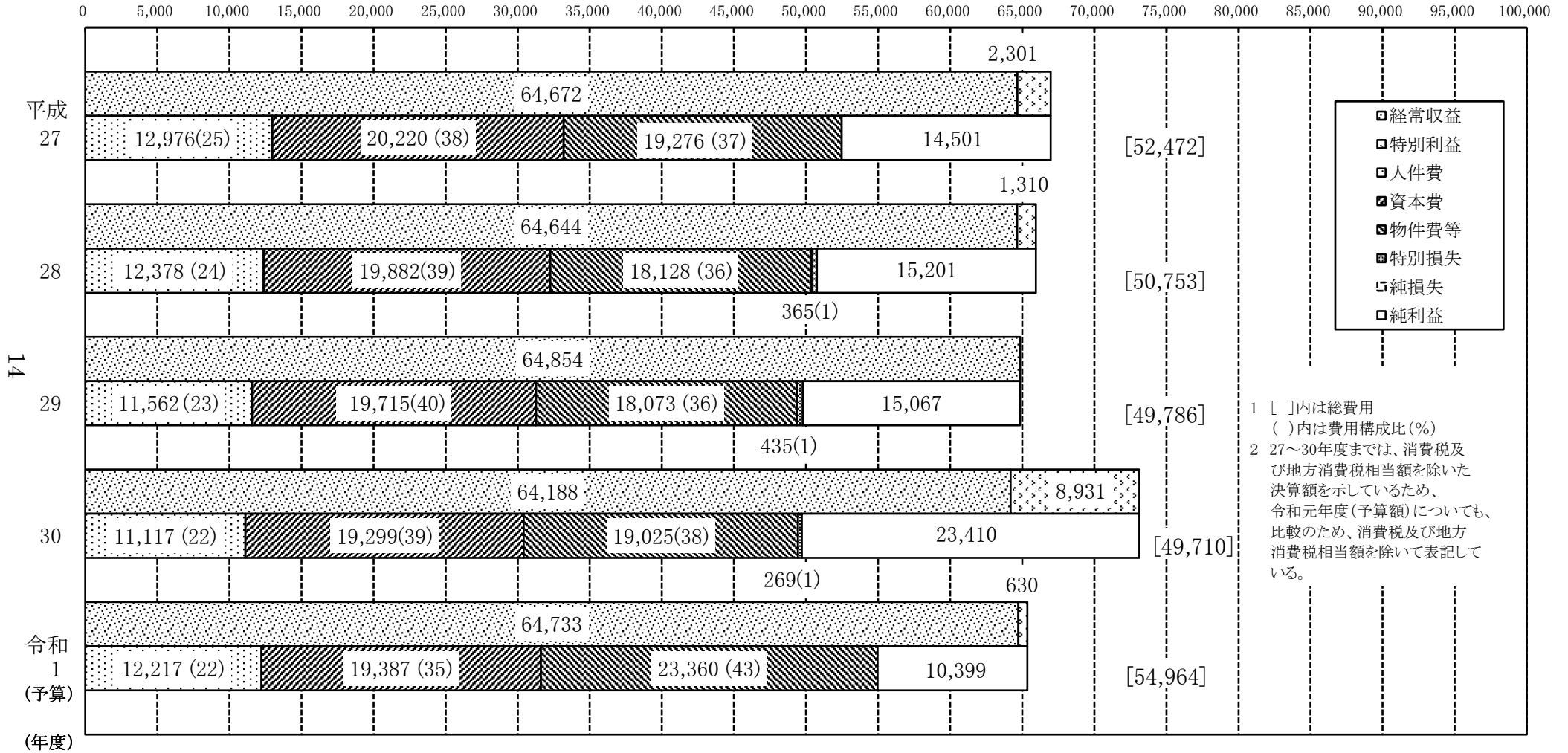
平成30年度大阪市水道事業貸借対照表

平成 31年 3 月 31 日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	410,619	固 定 負 債	129,774
有 形 固 定 資 産	388,819	企 業 債	115,558
土 地	5,505	リ ー ス 債 務	1,096
建 物	41,193	引 当 金	12,682
構 築 物	626,643	そ の 他 固 定 負 債	438
機 械 及 び 装 置	111,007	流 動 負 債	37,340
車 両 運 搬 具	531	企 業 債	16,949
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,993	リ ー ス 債 務	386
リ ー ス 資 産	2,159	未 払 金	15,395
建 設 仮 勘 定	11,429	前 受 金	414
減 価 償 却 累 計 額 △	411,641	引 当 金	1,116
無 形 固 定 資 産	12,586	預 り 金	3,080
共 同 溝 利 用 権	11,834	繰 延 収 益	33,015
ソ フ ト ウ ェ ア	73	資 本 金	223,648
建 設 仮 勘 定	679	剰 余 金	48,522
投 資 そ の 他 の 資 産	9,214	資 本 剰 余 金	10,045
投 資 有 価 証 券	211	国 庫 補 助 金	419
出 資 金	511	一 般 会 計 補 助 金	155
基 金	7,690	工 事 負 担 金	5,108
破 産 更 生 債 権 等	1	分 担 金	2,718
貸 倒 引 当 金 △	1	受 贈 財 産 額	386
そ の 他 固 定 資 産	1,143	評 価 額	
減 価 償 却 累 計 額 △	571	そ の 他 金	1,259
そ の 他 投 資	230	資 本 剰 余 金	
流 動 資 産	61,678	利 益 剰 余 金	38,477
現 金 ・ 預 金	52,965	当 年 度 未 処 分 金	38,477
未 収 金	4,351	利 益 剰 余 金	
貸 倒 引 当 金 △	50		
有 価 証 券	766		
貯 蔵 品	714		
前 払 金	2,928		
未 収 収 益	4		
繰 延 勘 定	2		
計	472,299	計	472,299

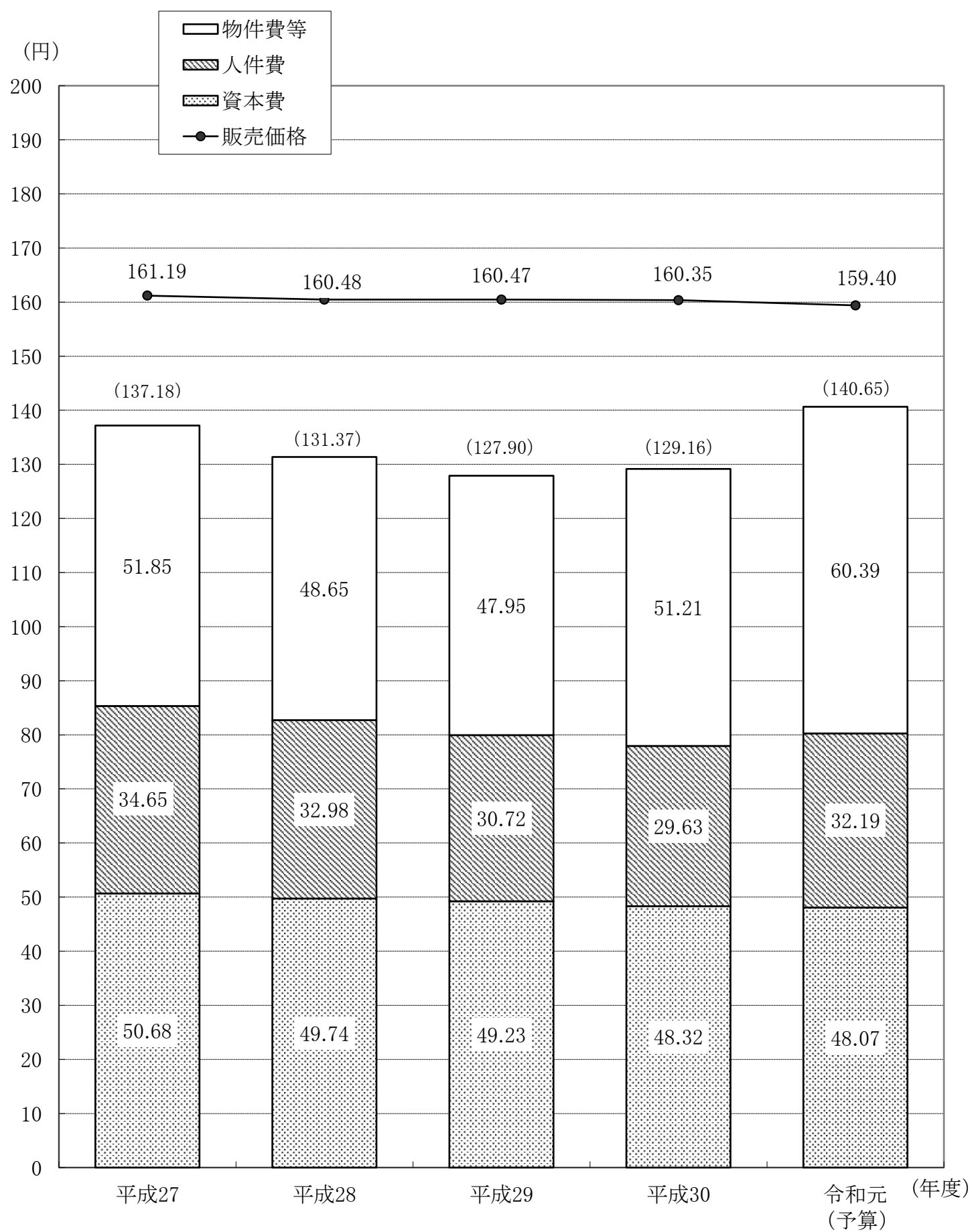
# 収益・費用累年比較

(百万円)



1 [ ]内は総費用  
 ( )内は費用構成比(%)  
 2 27～30年度までは、消費税及び地方消費税相当額を除いた決算額を示しているため、令和元年度(予算額)についても、比較のため、消費税及び地方消費税相当額を除いて表記している。

## 有収水量1m<sup>3</sup>当たり給水原価・販売価格の推移



(注) 1 給水原価 =  $\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{その他営業費用等})}{\text{有収水量}}$

販売価格 =  $\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$

2 ( )内は給水原価の総額である。

3 消費税及び地方消費税相当額を除く。

4 「予算」とは、当初予算から消費税及び地方消費税相当額を除いた額を示す。

## (2) 料金及び分担金

### ア 料 金

現在の料金制度は、用途別（一般用・業務用・湯屋用）で、基本料金と従量料金から構成される二部料金制となっている。

基本料金については、全用途を通じて均一とし、従量料金については、一般用及び業務用は使用水量が多くなるほど料金単価も高くなる逡増制を採用している。（水道料金表のとおり）

料金は、口座振替、納入通知書に基づく金融機関やコンビニエンスストアなどでの払込み、クレジットカード決済（継続払い）のいずれかの方法でお支払いいただいている。納入通知書に基づく払込みについては、お客さまがお持ちのスマートフォン等の操作のみで決済が可能な「LINE Pay（請求書支払い）」を導入し、利便性の向上を図っている。

### イ 分 担 金

新旧使用者間の負担の公平と合理的な水使用の促進を図るため、昭和48年11月から分担金制度を設け、メータ口径75mm以上の給水装置を新設または75mm以上に改造する場合に分担金を徴収している。

新設の場合の分担金の額は次のとおりである。なお、改造の場合は改造後のメータ口径の分担金と改造前のメータ口径の分担金との差額を徴収することとしている。

（令和元年10月1日改定）

メータ口径	分担金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
75mm	2,530,000円
100mm	5,500,000円
150mm	16,500,000円
200mm	34,100,000円
250mm	61,600,000円
300mm	100,100,000円

## 水道料金表（1か月につき）

（平成27年10月1日改定）

料金は、次の表に定めるところにより算定した金額に100分の110を乗じて得た額。

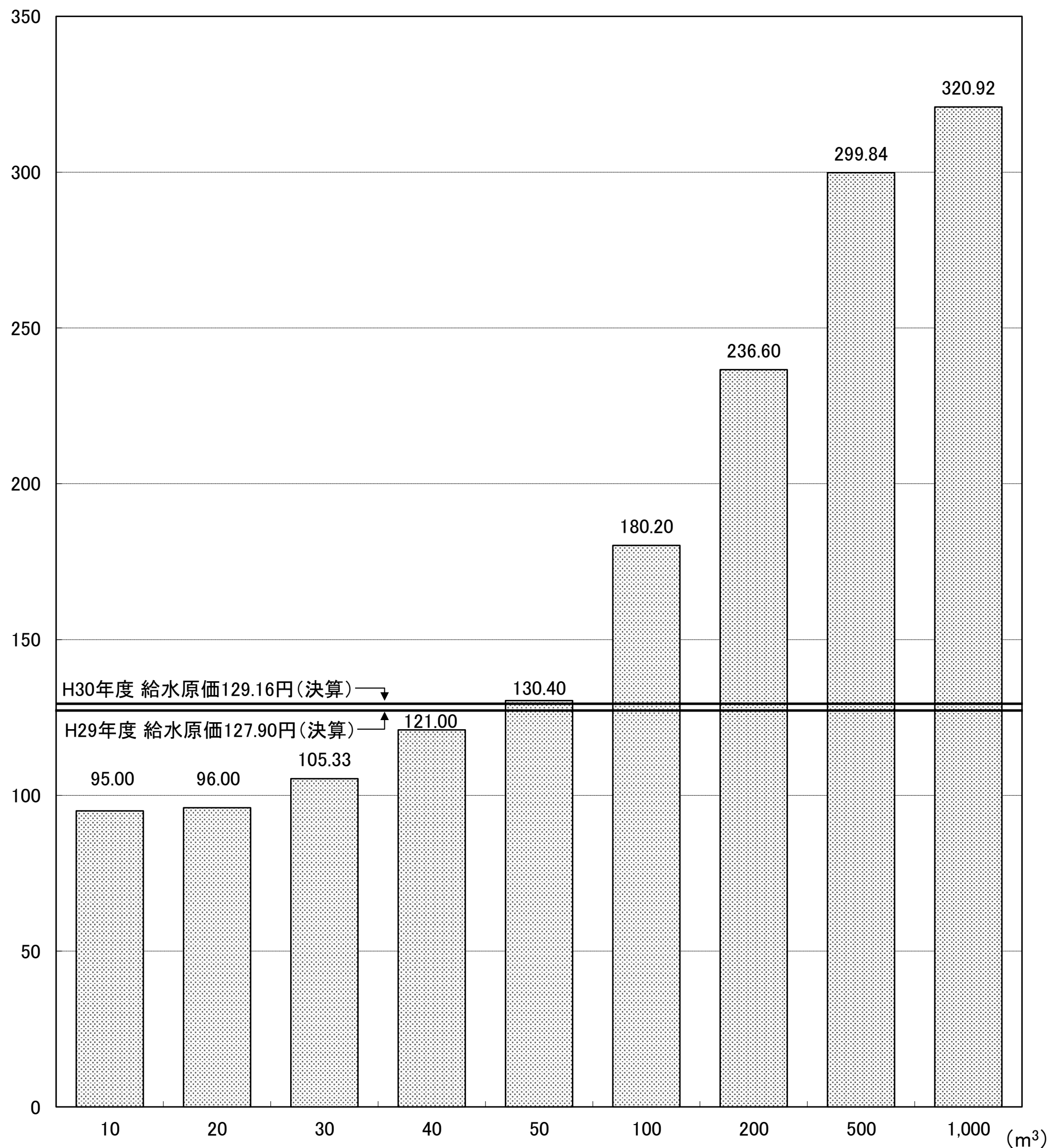
基本料金	従 量 料 金			
	用 途	1 m <sup>3</sup> につき		
850円	一般用	1m <sup>3</sup> ～ 10m <sup>3</sup>	10円	10円
		11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>	97円	97円
		21m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	124円	124円
		31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	168円	168円
		51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	230円	230円
		101m <sup>3</sup> ～ 200m <sup>3</sup>	293円	293円
		201m <sup>3</sup> ～ 1,000m <sup>3</sup>	342円	342円
	1,001m <sup>3</sup> 以上	358円	358円	
	業務用	1m <sup>3</sup> ～ 10m <sup>3</sup>	10円	10円
		11m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	209円	209円
		31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	285円	285円
		51m <sup>3</sup> 以上	358円	358円
湯屋用	1m <sup>3</sup> ～ 10m <sup>3</sup>	10円	10円	
	11m <sup>3</sup> 以上	58円	58円	

### 用途の適用基準

- ・ 一般用      業務用及び湯屋用の用途以外の用途
- ・ 業務用      次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途
  - 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する営業（同項第1号及び第2号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的
  - 2 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的
  - 3 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的
  - 4 一時的な事業活動その他の活動を行う目的
  - 5 その他これらに類する目的
- ・ 湯屋用      公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場の営業を行う目的で使用する  
場合の用途

## 給水原価と使用水量 1m<sup>3</sup> 当たりの料金(一般用)

(円)



(注) 1 給水原価 = 
$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{その他営業費用等})}{\text{年間有収水量}}$$

2 使用水量 1m<sup>3</sup> 当たりの料金 = 
$$\frac{\text{当該使用水量料金}}{\text{1か月使用水量}}$$

3 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く。



### (3) 資産の有効活用

水道局では、水道事業の運営にあたり浄水場・配水場をはじめとするさまざまな施設・用地を保有しているが、水道料金以外の収入の確保と市民に親しまれる施設づくりの観点から、安全衛生上の配慮を最優先にしつつその有効活用に取り組んでいる。

平成 19 年 7 月には「局資産の転活用にかかる基本計画」を策定し、さらなる効果的な資産の活用を進めるとともに、水道事業として活用の見込みがなく処分することが当該用地の有効活用に資すると判断されるものについては、基本的には処分の対象とすることとし、平成 19 年度から一般競争入札による売却等を進めている。

#### ① 駐車場用地貸付

管路用地の地上部等を利用した駐車場事業については、昭和 56 年 4 月から局監理団体による事業運営を行ってきたが、透明性、収益性を確保する観点から、平成 20 年度から条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する用地貸付に改め、実施している。

#### ② 事業用資産貸付

庭窪浄水場用地の一部について、平成 28 年度から条件付一般競争入札方式により決定した民間事業者に、事業用定期借地権を設定し貸付を実施している。

#### ③ スポーツ施設

城東配水場用地の一部を利用したゴルフ練習施設（シティゴルフつるみ）及び柴島浄水場の配水池上部を利用した複合スポーツ施設（くにじまスポーツ）の各事業については、局附帯事業として監理団体への管理委託により平成 6 年 3 月以降順次実施してきたが、平成 18 年度から条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する施設貸付に改め、実施している。

柴島浄水場の配水池上部を利用した屋外テニスコート施設（くにじまテニスコート）については、監理団体への管理委託により昭和 63 年度から実施してきたが、平成 21 年度からシティゴルフつるみ、くにじまスポーツとともに条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する施設貸付に改め、実施している。

#### ④ 公園

巽配水場の配水池上部については、平成 9 年 4 月から、巽東公園として提供している。

## ⑤ 自動販売機

事業所等における清涼飲料水等自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の選定について競争性、透明性を確保するため、平成 20 年度から価格提案審査を実施して使用料を決定し、設置している。

## 5 お客さまサービス

### (1) 営業業務

#### ○ お客さまセンター

平成20年12月に開設したお客さまセンター（コールセンター）では、市内全域の水道の使用開始・中止などの届出や、水道に関する各種お問い合わせを電話・ファックス・インターネット・文書により一括して受付している。

また、平成25年4月からお客さまセンター運営時間外における緊急対応が必要な案件については、緊急受付窓口を設置し対応している。

なお、お客さまセンター及び緊急受付窓口の運営は、開設当初から民間事業者へ委託している。

お客さまセンター (コールセンター)	TEL : 06-6458-1132 FAX : 06-6458-2100
-----------------------	--

受付時間	平日（月曜～金曜）	午前8時～午後8時
	土曜日	午前9時～午後5時
	12月29日、30日	午前9時～午後5時
	（12月31日から1月3日は休業）	
	3月、4月のみ日曜、祝日	午前9時～午後5時

- ・お客さまとの通話内容は、正確に把握するため、すべて録音させていただいている。
- ・水道メータの取付け・取外しを伴う開始や中止のお届けをお受けした場合の作業については、平日の9時から17時30分の間での取扱いとしている。
- ・夜間・休日に道路での漏水を見つけられた時や、ご自宅で発生した漏水等の修繕についてはガイドランスにて緊急連絡先をご案内している。

（ビルやマンションの水道に関するトラブルは建物の所有者または管理者へのご連絡・ご確認をお願いしている。（修理業者と別途契約している場合があるため））

#### ○ 検針業務及び未納整理業務等の民間委託

コスト削減等を目的として、水道メータの検針業務については平成19年度から民間事業者へ委託している。未納整理業務については平成23年度から一部行政区の業務を委託化しており、平成26年度には全行政区の業務を委託し、平成30年度からは料金業務の一部を委託業務に追加した。なお、これらの業務を包括的に委託することで、さらなるコスト削減と業務の効率化を図っている。

## ○ 毎月検針・毎月請求制度の実施

昭和48年7月から基本的に4か月ごとに検針し、2か月ごとに水道料金を請求していた。しかし、4か月に一度の検針では、水道を使用した期間と料金を支払う時期に隔たりがあり、制度が分かりにくいといった指摘等が以前から多くあったので、お客さまにとって分かりやすい制度とするため、平成20年7月から毎月検針・毎月請求を実施している。

## ○ 共同住宅の各戸計量各戸収納制度の実施

昭和62年4月から、民間共同住宅の各戸の水道メータを検針し、入居者ごとに水道料金を請求し、お支払いいただく制度を実施している。当初は建物規模が1建物50戸以上のものを対象としていたが、適用対象を順次拡大し、平成20年4月からは、すべての共同住宅を対象としている。対象となる建物の定義については、平成31年度から、「一の建物の中に一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる設備が整えられた住居が2以上あり、かつ各住居が完全に区画されている建物」と明文化している。

なお、共同住宅に併設されている店舗部分に関しては、平成18年8月から、条件を満たすものに限り、希望により各戸計量各戸収納を実施している。

また、共同住宅の各戸計量各戸収納制度の申込受付等の業務は、民間事業者へ委託している。

## ○ スマートメータの先行導入

無線通信を活用した水道メータ検針の導入に係る技術的な課題や費用対効果等を検証するため、平成27年度から平成29年度にかけて実証実験を実施し、LoRaWANを活用することにより、無線通信が可能であることを確認した。

この結果を踏まえ、南港咲洲地区における関西イノベーション国際戦略総合特区のスマートコミュニティ実証事業エリア（G20の開催エリア）及び当該エリアへの給水ルートにおける64施設81個を対象として、スマートメータを設置し、民間事業者への業務委託契約により平成31年4月より水道メータの無線遠隔検針を先行導入している。

## (2) 事業所体制

本市では、市内8営業所・4水道工事センターにおいて、メータの検針業務や水道料金等の徴収業務、水道管の維持管理や修繕工事等を行ってきたが、この事業所体制を、お客さまサービスを維持しながら効率的かつ効果的なものにするため、平成28年5月に統合・再編を行い4水道センター体制とした。

事業所	管轄行政区	業務内容
東部水道センター 【所在地】 都島区都島本通4丁目12番4号	北区 都島区 東成区 旭区 城東区 鶴見区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メータの検針、水道料金等の徴収</li> <li>・施工通知の受付・協議</li> <li>・配水管の維持管理</li> <li>・漏水修繕</li> <li>・配水管工事</li> <li>・給水装置整備工事</li> </ul> ◆給水装置工事の設計相談・受付・設計審査 (市内全域分)
西部水道センター 【所在地】 西区南堀江4丁目12番26号	中央区 西区 港区 大正区 浪速区 住之江区 西成区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メータの検針、水道料金等の徴収</li> <li>・施工通知の受付・協議</li> <li>・配水管の維持管理</li> <li>・漏水修繕</li> <li>・配水管工事</li> <li>・給水装置整備工事</li> </ul>
南部水道センター 【所在地】 東住吉区南田辺3丁目2番1号	天王寺区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区 平野区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メータの検針、水道料金等の徴収</li> <li>・施工通知の受付・協議</li> <li>・配水管の維持管理</li> <li>・漏水修繕</li> <li>・配水管工事</li> <li>・給水装置整備工事</li> </ul>
北部水道センター 【所在地】 淀川区新高1丁目6番19号	福島区 此花区 西淀川区 淀川区 東淀川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メータの検針、水道料金等の徴収</li> <li>・施工通知の受付・協議</li> <li>・配水管の維持管理</li> <li>・漏水修繕</li> <li>・配水管工事</li> <li>・給水装置整備工事</li> </ul>

### (3) 給水装置工事業務

#### ○ 直結給水範囲の拡大

管理の不十分な小規模貯水槽水道における衛生問題の解消を図るとともに、給水サービスの向上に寄与するため、直結給水範囲の拡大を行っている。

##### ① 直結直圧式給水

昭和62年12月、建築基準法の一部改正を契機に、従来2階建てまでであった直結給水範囲を拡大し、3階建ての専用住宅に限り配水管水圧を利用した直結直圧式給水を実施した。

さらに、配水施設の整備により、配水管水圧を上昇させることが可能となったため、平成8年4月から条件を満たす専用住宅以外の3階建て建物に対しても直結直圧式給水を開始した。

平成17年12月からは屋上緑化等による都市環境の向上に資する3階建て建物の屋上への給水を特例として拡大し、さらに平成19年10月1日から配水管の水圧が高い地域について特例として4・5階建て建物までその範囲を拡大した。

##### ② 直結増圧式給水

平成7年3月から、直結給水用増圧装置（ポンプ）による直結増圧式給水を実施しており（ポンプ口径40mmまで）、平成10年4月からは、口径50mmまで拡大し、その対象範囲を10階建て程度の建物（戸数は100戸程度）まで拡大した。

平成19年10月1日からは、ポンプ口径を75mm、15階建て程度の建物（戸数は200戸程度）にまで拡大した。

さらに、平成30年7月2日以降の設計受付分からは、直結増圧ポンプの直列多段式を採用し給水範囲を水理計算上可能な範囲まで拡大した。

#### ○ 給水装置工事費の資金貸付のあっせん

希望者には給水装置工事費の資金貸付（最高30万円）をあっせんし、24か月以内で均等分割払とする制度を設けている。

#### ○ メータまでの漏水修繕の無料扱い

漏水を早期に修繕し、お客さまサービスの向上に資するため、配水管からメ

一タまでの給水装置の漏水修繕を無料で行っている。

## ○ 分譲共同住宅の各戸メータの局管理

これまで、共同住宅の各戸メータについては、検定満期時の取替等の維持管理はお客様の費用で行ってきたが、平成20年4月1日から一定の要件を満たすものを対象に、お客様（所有者）からの申込により、水道局がお客様に代わって各戸メータの維持管理を行うこととしている。

## 6 震災対策の強化

### (1) 大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）

大阪市では、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を教訓に、大規模地震が発生した場合でも早期復旧が可能な水道づくりをめざすため、震災時の応急給水体系を構築した上で、これが可能となるよう、「大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）」を平成8年3月に取りまとめた。また、平成23年3月11日の東日本大震災の教訓から、新たに津波浸水対策を盛り込むなど、平成24年度に同プランを改訂した。

このプランにおける基本施策は次のとおりである。

#### ① 基幹施設の耐震性強化

取・浄・配水場の土木構造物については、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水系統を設定し、効率的に耐震化を実施する。管路については、地震直後においても、当面必要となる水量を供給できる管路網を構築するため、地震時に被害が集中する鑄鉄管や重要給水施設に至る管路の更新を優先的に進めるなど、効果的に耐震化を実施する。また、震災後の緊急対策に係る中枢機能を確保するため、事業所については、事業所再配置に併せて、更新及び耐震補強等を行うなど、災害時においても安定した水道システムが維持できるよう、耐震性の強化を図る。

#### ② 給・配水拠点ネットワークの整備

市内にバランスよく給・配水拠点を配置するとともに、震災時の応急活動基地としての整備を併せて行い、事後対策の充実を図る。

#### ③ 配水系統間の相互融通性の向上

震災発生時にも弾力的な配水運用を可能とするため、市内配水系統間の連絡管整備による幹線ネットワークの強化を図るなど、給水安定性の向上を図る。

#### ④ 停電対策

大地震時においても、取・浄・配水場の運用に不可欠な電力を安定して確保するため、受電設備の信頼性強化及び、施設運転用自家発電設備の設置や拡充を行うなど、送電停止対策の強化に努める。



## ⑤ 資材保有体制の維持

震災後の応急対策を円滑に進めるため、市内に資材格納施設をバランスよく配置し、備蓄している応急給水用資器材及び応急復旧用資機材を震災時にも使用できるよう、適正に維持管理する。

## ⑥ 情報通信システムの信頼性強化

震災後における組織的な即応体制の発動や水道施設の被害状況の早期把握など、一連の震災対策を円滑に行うための安定した情報通信手段の確保を図る。

また、情報通信システムの信頼性強化の取り組みの一環として、平成27年11月に水道局災害情報システムを再構築している。同システムは、地震等の災害発生時における被害情報、復旧活動情報、応急給水情報など災害関連情報を一元管理することで、迅速かつ的確な状況把握、対策決定、活動実施を支援するものとなっている。

## ⑦ 津波浸水対策

南海トラフ巨大地震等を想定した津波対策として、浄・配水場において防潮扉の設置など浸水対策を行う。

## (2) 大阪市水道局事業継続計画（BCP）

大阪市水道局事業継続計画（BCP）は、地震や風水害等の災害の発生により人的・物的資源等の制約がある状況下においても、現有資源を有効に運用しながら、水道事業の使命である水の安定供給の確保及び早期再開を実現するための計画である。当局では平成22年5月に策定して以降、広域災害等の大規模災害を踏まえた被害想定の見直しや、平成30年度の大阪府北部地震及び西日本豪雨災害における、本市からの応援派遣における知見を踏まえ、他都市からの応援受入れを想定した受援計画を策定するなど、継続的な改善に努めている。

以上の取組みに基づき、ソフト・ハード両面に立った総合的な震災対策の強化を進め、大規模な震災が発生した場合でも、飲料水や生活用水など、その時々に必要な量の水を確保するなど、災害に強い水道づくりを行っていく。

## 7 主要事業

### (1) 管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画

平成30年度を初年度とする10か年計画、総事業費1900億円、総事業量1,000kmにより、経年管路の更新を行うものであり、計画前期では、南海トラフ巨大地震への備えを飛躍的に高めるため、地震時に被害が集中する鋳鉄管の解消に取り組むとともに、計画後期では、官民連携手法の導入による新たな設計施工体制を構築し、管路更新ペースを大幅に引き上げ、管路の経年化傾向に歯止めをかけていく。

#### 管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画（平成30年度決算）

区 分	延 長	金 額
配水支管整備	88.20km	11,942 百万円
基幹管路整備	5.68	2,233
計	93.88	14,175

### (2) 浄配水施設基盤強化計画

平成30年度を初年度とする10か年計画、総事業費700億円により、浄水場の耐震化や施設運転用自家発電設備の整備による停電対策を実施するとともに、水質事故リスクへの備えや監視体制の強化、アセットマネジメントに基づく経年設備の適正な更新、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の積極的な導入を進めていく。

#### 浄配水施設基盤強化計画（平成30年度決算）

項 目	金 額
柴 島 浄 水 場	2,054 百万円
庭 窪 浄 水 場	1,098
豊 野 浄 水 場	2,672
配 水 場	355
水 質 ・ 配 水 監 視	325
送 配 水 管	399
計	6,903

# 配水管整備事業による効果

